

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

人 自然 歴史が調和した活力あふれる環境のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県小田郡矢掛町

3 地域再生計画の区域

岡山県小田郡矢掛町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

(地勢・概要)

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、面積 90.62 k m²、高梁川の支流小田川の流域に開けた町で、町の東西を国道 486 号線、鉄道井原線が走り、南を走る山陽自動車道の 3 つのインターチェンジへはともに 15 分程度、さらに、工業地帯を有し中核市である倉敷市、広島県福山市へそれぞれ 30 分～40 分程度をいう交通条件を備えている。

また、本町は、江戸時代には旧山陽道の宿場町として栄え、昔ながらの本陣・脇本陣が今もなお姿をとどめ、全国で唯一、ともに国の重要文化財の指定を受けており、令和 2 年 12 月 23 日には、矢掛町矢掛宿が重要伝統的建造物群にも選定された。近年は、同エリアに地域交流施設「やかげ町家交流館」、宿泊施設「矢掛屋」、「道の駅山陽道やかげ宿」等を整備し、地域活性化を図っており、毎年 11 月に開催される町内で最大のイベント「矢掛の宿場まつり」では、往時の参勤交代の様子を再現した大名行列が行われ、多くの観光客で賑わっている。

一方、町内を流れる美山川、星田川では、幾種類もの淡水魚が生息し、「種の保存法」で指定されている国内希少野生動植物種の確認もされている。初夏にはホタルが飛び交う豊かな自然と美しい山林、水田が広がり、農業を基幹産業とした文化と田園の町である。

(人口)

本町の人口は、近年減少傾向にあり、下水道整備を計画していた平成 2 年 (1990 年) の国勢調査で 17,036 人いた人口は、令和 2 年 (2020 年) には 13,414 人となり、将来的には令和 27 年 (2045 年) に 9,213 人になることが予測されている。

(汚水処理)

●農業集落排水事業

本町では、平成元年に農業集落排水事業 (西三成地区) に着手し平成 21 年度までに 4 地区 (西三成・中・東三成・横谷) 全ての管路及びアクアセンターの整備が

完了している。

農業集落排水地区は、水稻中心の農作地帯で、山あい集落が密集しており、その下流域に農地が広がり、生活排水が直接農業用水路等に流入し、水質汚染が進み環境悪化が問題となっていた。そのため、農業用水の水質保全と生活環境整備を行い、農業生産の増大と生活水準の向上を図ることを目的に、農業集落排水の整備を行い、農業用水質及び生活環境が改善された。

しかしながら、全てのアクアセンターにおいて、機械・設備の耐用年数が経過したものがあり、更新時期をひかえ維持管理費が増加していることから、人口減少社会における汚水処理施設の最適化を図るため、平成 29 年 6 月に西三成・中・東三成地区、令和 2 年 3 月に横谷地区の農業集落排水施設の財産処分にかかわる地域再生計画の認定を受け、順次公共下水道区域へ統合することとし、事業を推進している。

●公共下水道事業

公共下水道事業は平成 5 年に事業認可を受け、平成 10 年度に供用を開始し、事業開始から 31 年が経過した。平成 29 年度には管路整備が完了し、公共下水道区域における未普及地の解消を実現した。また、早期から下水道事業の広域化・共同化の取組みを進めており、M I C S 処理施設において浄化槽汚泥とし尿の受け入れを行っているほか、笠岡市北部地域の汚水受入など、処理場の有効活用を行っている。

現在の矢掛浄化センターの計画汚水処理水量は 5,700 m³/日に対し現有能力 5,100 m³/日である。

平成 29 年度からは農業集落排水施設の統合に向け、農業集落排水施設の中継ポンプ場化、接続管渠の整備、及び公共下水道終末処理場の増設を行っており、平成 30 年度には西三成地区、令和 5 年度には東三成地区、令和 6 年度には中地区の統合を行った。

●合併処理浄化槽

公共下水道区域、農業集落排水区域以外の地区については合併処理浄化槽による汚水処理を行っている。

4-2 地域の課題

近年、本町でも全国の多くの市町村と同様に、少子高齢化、定住人口の減少が進んでおり、平成 29 年度末に公共下水道区域における未普及地の解消を実現したものの、令和 5 年度末時点での町全体での水洗化率は 81.0%、合併処理浄化槽区域における水洗化率は 39.6%にとどまっており、さらなる公共用水質保全が課題となっている。

また、平成 30 年度に下水道事業へ地方公営企業法の一部適用を行い、より効率的な経営が求められるなか、今後、老朽化した施設の維持管理費の増加や人口減少による料金収入の減少等により、さらに厳しい経営環境となることが見込まれている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」を活用し、合併処理浄化槽の整備推進に加え、農業集落排水施設（横谷地区）を汚水中継ポンプ場として改造し、公共下水道に統合することで、さらなる汚水処理経費の縮減を図る。

同時に、さらなる水洗化率の向上への取組みとして関連事業の排水設備工事費に対する補助、出前講座事業を実施する。それらの結果、効率的・継続的な生活排水対策の推進、及び料金収入の確保による安定的・持続的な事業経営の実現が図られ、もって「人 自然 歴史が調和した活力あふれる環境のまちづくり」を目指すものである。

（目標1）水洗化率の向上

81.0%（令和5年度末）→82.5%（令和11年度末）

（目標2）矢掛浄化センター放流水質の維持

BOD(20mg/L)以下（令和5年度）→BOD(20mg/L)以下（令和11年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」を活用し、農業集落排水施設（横谷地区）を公共下水道へ統合するとともに、公共下水道計画区域外での浄化槽整備を一体的に進めることにより、効率的な汚水処理施設整備を行い、さらなる水洗化率の向上、公共水域の水質保全を図り、人と自然と歴史の調和したまちづくりに資することを目的とする。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

（1）地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

・公共下水道・・・平成29年5月に事業計画策定（変更）

〔事業主体〕

・岡山県小田郡矢掛町

〔施設の種類〕

・公共下水道
・個人設置型浄化槽

〔事業区域〕

・公共下水道 矢掛処理区
・浄化槽（個人設置型） 矢掛町の全域（ただし、下水道認可区域を除く）

〔事業期間〕

・公共下水道 令和7年度～令和11年度
・浄化槽（個人設置型） 令和7年度～令和11年度

[整備量]

- ・ 公共下水道
 - 中継ポンプ場施設 1 基
 - マンホールポンプ施設 2 基
 - 接続管路 L=1,200m
- ・ 浄化槽 50 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道・・・事業計画区域全域（整備済み区域を除く）で 800 人
- ・ 浄化槽・・・矢掛町全域（公共下水整備区域及び既設浄化槽整備区域を除く）で 90 人

[事業費]

- ・ 公共下水道
 - 事業費 250,000 千円（うち、交付金 125,000 千円）
- ・ 浄化槽（個人設置型）
 - 事業費 20,140 千円（うち、交付金 6,710 千円）
- ・ 合計
 - 事業費 270,140 千円（うち、交付金 131,710 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
指標 1 水洗化率の向上 水洗化率 1.5%の向上	81.0%	81.5%	81.8%	82.0%	82.3%	82.5%
指標 2 矢掛浄化センター 放流水質の維持 BOD (mg/L) 数値	20 以下	20 以下	20 以下	20 以下	20 以下	20 以下

毎年度終了後にクリーンライフ及び水質検査結果報告書により、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策・施策間連携)

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

また、農業集落排水施設（横谷地区）の公共下水道への統合事業については、

令和4年度に岡山県が策定した岡山県汚水処理広域化・共同化計画にも記載されている事業である。

(デジタル社会の形成への寄与)

監視制御システムの活用，下水道管路情報のデジタル化を推進する。具体的には，町内に点在している下水道施設の遠隔監視，運転操作等を一元管理する監視制御システムを活用するとともに，下水道管路情報については，工事竣工図，修繕記録なども含めデジタル化を進め，維持管理の効率化・省力化を図っていく。デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか，「人 自然 歴史が調和した活力あふれる環境のまちづくり」を達成するため，以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 排水設備工事費に対する補助

内 容 低所得・高齢等により水洗化が困難な世帯に対し，排水設備工事費の一部を補助することにより，より多くの町民が快適で環境にやさしい生活を享受できるよう図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(2) 出前講座事業

内 容 下水処理施設の見学者受入れ等による下水道に関する広報活動を行うことにより，住民の意識向上を図ることで，水洗化率の向上を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(3) 住環境整備事業

内 容 矢掛町土地開発公社による良好な住宅用地の提供，定住促進助成金事業，住宅リフォーム補助事業及び公営住宅の整備による定住人口の増加により，水洗化率の向上を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(4) 観光推進事業

内 容 観光の拠点となる町家交流館，宿泊施設，道の駅等を拠点とした賑わいの町創出，情報発信・観光 PR，誘客を促進し，地域の魅力向上による定住人口の増加を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月

6 計画期間

令和 7 年度～令和 11 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については，計画期間の中間年度及び計画年度終了後に矢掛町が必要な調査等を行い，速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは，矢掛町のクリーンライフデータ・水質検査結果報告書を用い，中間評価、事後評価の際には，クリーンライフから町全体の水洗化率の集計，水質検査結果報告書から該当部分の集計を行うことにより，評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和 5 年度 (基準年度)	令和 9 年度 (中間年度)	令和 11 年度 (最終目標)
目標 1 水洗化率の向上	81.0%	82.0%	82.5%
目標 2 矢掛浄化センターの 水質維持	BOD 20mg/L 以下	BOD 20mg/L 以下	BOD 20mg/L 以下

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
水洗化率の向上	矢掛町の毎年度の公表データ「クリーンライフ」より
矢掛浄化センターの水質維持	水質検査結果報告書より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については，中間評価及び事後評価の内容を，速やかにインターネット（矢掛町のホームページ）の利用により公表する。